

令和5年12月12日

特定非営利活動法人ラムサール・ネットワーク日本
共同代表 金井 裕 様
共同代表 永井 光弘 様

岐阜県環境生活部長

回答書「美佐野ハナノキ湿地群の保全について」

令和5年11月7日付で、ご質問のありましたことにつきましては、下記のとおり回答します。

記

質問1)

環境省は2016年に重要湿地リストを示しましたが、当初案では「美佐野ハナノキ湿地群」の固有名詞が記載されていましたが、最終確認文書で消えていました。この件につき御嵩町担当者に質問したところ、「2015年9月に岐阜県を通じて環境省に質問と意見を伝えたが、回答がないまま今日に至っている」と回答がありました。そこで、岐阜県・環境管理課との面談で事実関係を質問したところ、当日の参加者は担当部署が違うため即答できないとのことでした。

環境省への照会について、経緯など事実関係をご提示ください。

回答1)

平成27年8月 3日 環境省から県に重要湿地に関する意見照会
8月18日 県から御嵩町に意見照会
9月14日 御嵩町から県に回答
時期不明 県から環境省に回答（保存期間が経過し文書は廃棄済み）

質問2)

「生物多様性ぎふ戦略」では、湧水湿地等の保全が明記され、絶滅危惧種の保全の章では①希少野生生物保護区の指定 ②公共事業における生物多様性配慮 ③絶滅に瀕している種の生息域外保全 の記述があります。そして「絶滅危惧種については、現に生息している場所で保全することがまず重要」と述べています。

この戦略をふまえて、県では湧水湿地の保全についてどのように取り組まれているかお教えてください。

回答2)

湧水湿地の保全については、県のホームページなどにおいて、各種啓発活動に取り組んでいるところです。また、生物多様性の保全は、県や各市町村が互いに連携と調整を図りながら、取組みを進めていくことが大切であるとした「生物多様性ぎふ戦略」の考え方を踏まえ、各市町村が行う生物多様性保全の取組みに必要な経費を補助対象とした補助金を交付しております。

質問3)

私たちの意見書で示したように、美佐野ハナノキ湿地群は、絶滅危惧種が生育する貴重な湧水湿地であり環境省が重要湿地に選定した将来世代に引き継ぐべきかけがえのない財産です。「生物多様性ぎふ戦略」をふまえれば、当然保全すべき場所になりますが、県では保護区に指定するなどの予定はありますか。また、そのエリアについて明確な線引きはありますか。環境省とエリアのすり合わせが必要と思われますが、その予定はありますか。

回答3)

県では、県レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類の中から特に保護が必要な種を指定希少野生生物に指定したうえで、さらに、その生息地と一体的な保護が必要な区域を指定希少野生生物保護区に指定しています。

ハナノキは県レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類ですので、美佐野ハナノキ湿地群の保護区指定の予定はありません。

質問4)

質問3とも重なりますが、美佐野ハナノキ湿地群の保全について、県はどのように取り組まれるのかお教えください。

回答4)

ハナノキを含めて、絶滅危惧Ⅱ類の希少野生生物については、保護の必要性について理解を促すため、県ホームページや環境教育副読本での紹介などにより啓発に努めています。

環境生活政策課生物多様性係

電話：058-272-8231

メール：c11260@pref.gifu.lg.jp